

特定非営利活動法人 津市スポーツ協会  
新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

令和2年7月31日現在

## はじめに

令和2年度の津市スポーツ協会の事業等（関連行事含む）において、新型コロナウイルス感染症対策として、最新の国及び県及び上部競技団体の指針に準拠することを基本とし、以下の項目に留意して実施することとする。

## 新型コロナウイルス感染症予防対策

- (1) 参加者および従事者（以下、参加者等という）はマスクの着用、咳エチケット、手指消毒、検温、体調確認等の啓発を行う。（実技の競技中のマスク着用は除く）
- (2) 会場における参加者の導線および競技場所には手指消毒液等を設置する。
- (3) 競技器具等はこまめに消毒を実施する。
- (4) 会場や競技場所にはゴミ箱は設置せず、各自持ち帰り廃棄するよう啓発する。
- (5) 主管団体は、参加者等の氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）を把握し（個人情報の取り扱いに十分注意すること）、事業終了後1ヶ月は保管する。
- (6) 参加者等の来場時に健康チェックを実施し、場合によって（※〈体調等確認事項にて、1つでも該当がある者〉）は参加の見合わせを依頼する。
- (7) 主管団体は、参加者等に対しソーシャルディスタンスの徹底を啓発し、競技の際にも「3密」が発生しないよう考慮する。（ミーティングや懇親会等含む）
- (8) ロッカー、シャワー等の屋内共用施設においては、必要に応じて利用人数を制限するなど、「三つの『密』」の環境を排除する。
- (9) 近距離での会話を余儀なく必要な場合はフェイスシールド等を使用する。
- (10) 大声の発声（応援含む）、近接した距離での会話等が行われないよう啓発する。
- (11) 主管団体は、参加者等に対し、飲食物の回し飲み、共有を行わない。またタオル等も共有しないよう啓発を行う。
- (12) 個室など定員が決まっているスペースについて、定員人数の半分以下の利用とする。
- (13) 感染防止対策と同様に、熱中症対策も行う
- (14) 競技ごとにガイドライン等が設けられている場合は、そのガイドライン等に準拠した運営を行う。
- (15) その他、主催者及び主管団体が決めたその他の措置の厳守、主催者及び主管団体指示に従うこととする。

### 〈体調等確認事項〉

- ※ 平熱を超える発熱（37度5分以上）がある場合
- ※ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状がある場合
- ※ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ※ 嗅覚や味覚の異常が見受けられる場合
- ※ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ※ 地域の学校にて休業の措置が取られている場合

※ 過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触があることが判明した場合

※ 過去14日以内に緊急事態宣言等が発令されている地域への往来があることが判明した場合

### 新型コロナウイルス感染症の把握

- (1) 参加者等が、事業終了後14日以内に万が一新型コロナウイルスの感染が判明した場合、主管団体に連絡するよう、申込書類や受付時に連絡方法など十分周知するよう徹底する。
- (2) 主管団体は万が一、事業終了後14日以内に参加者より新型コロナウイルスへの感染の報告を受けた場合は、即座に所定の関係者に連絡すること。

### 個人情報の取り扱い

- (1) 感染症予防対策として個人情報を取得する旨を申込書に記載または来場時に趣旨を説明したうえで同意を取得してください。
- (2) 個人情報の取扱については、津市スポーツ協会個人情報保護に関する規程及び個人情報保護に関する方針を適用とする。

### 問い合わせ先

特定非営利活動法人 津市スポーツ協会

〒514-0056

三重県津市北河路町19番地1 メッセウイング・みえ1F

☎ 059-273-5522 ☎ 059-273-5588

津保健所（帰国者・接触者相談センター）

〒514-8567

三重県津市桜橋3-446-34（津庁舎5階）

☎ 059-223-5345（9：00～21：00）

三重県救急情報センター

〒514-0003

三重県津市桜橋2丁目191

☎ 059-229-1199（21：00～翌9：00まで）

今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、変更が生じる場合があります。